

きたぎんローンカード（カードローン）規定

1. （カードの利用）

きたぎんカードローン契約にもとづく、きたぎんローンカード〔カードローン用〕（以下「カード」といいます。）は、当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関（以下「提携銀行」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して当座貸越を借入れる場合、または普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）を払戻す場合（以下「借入れ・払戻し」といいます。）に利用することができます。

2. （支払機による借入れ・払戻し）

- (1) 支払機を使用して借入れ・払戻しするときは、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額をボタンにより操作してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による借入れ・払戻しは支払機の機種により1千円または1万円単位とし、1回あたりの借入れ・払戻しは当行（提携銀行の支払機使用の場合はその提携銀行）が定めた金額の範囲内とします。
- (3) 当行および提携銀行の支払機により借入れ・払戻しする場合に、借入れ・払戻し金額と次条の支払機使用手数料金額との合計額が借入れ・払戻しのできる金額を超えるときは借入れ・払戻しすることができません。

3. （支払機使用手数料）

- (1) 当行および提携銀行の支払機を使用して借入れ・払戻しする場合には、当行および提携銀行の所定の支払機使用手数料を支払ってください。
- (2) 前項の手数は借入れ・払戻し時に通帳および払戻請求書なしで預金口座から自動的に引落します。なお、提携銀行には当行から支払います。

4. （カードによる借入れ・払戻し金額の通帳記入）

支払機でカードにより借入れ・払戻した金額および支払機使用手数料金額の記入は、通帳を当行の支払機で使用されたときまたは当行本支店の窓口で提出されたときに行います。

5. （カードの紛失、届出事項の変更等）

- (1) カードを失ったときまたは氏名（署名）、暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

6. (暗証照合等)

当行の支払機により、カードを確認し、支払機操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して借入れ・払戻したうちは、カードまたは暗証につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、提携銀行の支払機により借入れ・払戻した場合、当行および提携銀行の責任についても同様とします。

7. (解約等)

- (1) 預金口座を解約する場合、またはカードの利用を取りやめる場合には、カードを当行に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。

8. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

9. (規定の適用)

この規定に定めない事項については、当行普通預金規定または総合口座規定により取扱います。

10. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭表示、インターネット、またはその他の方法により周知します。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2023年10月2日現在)